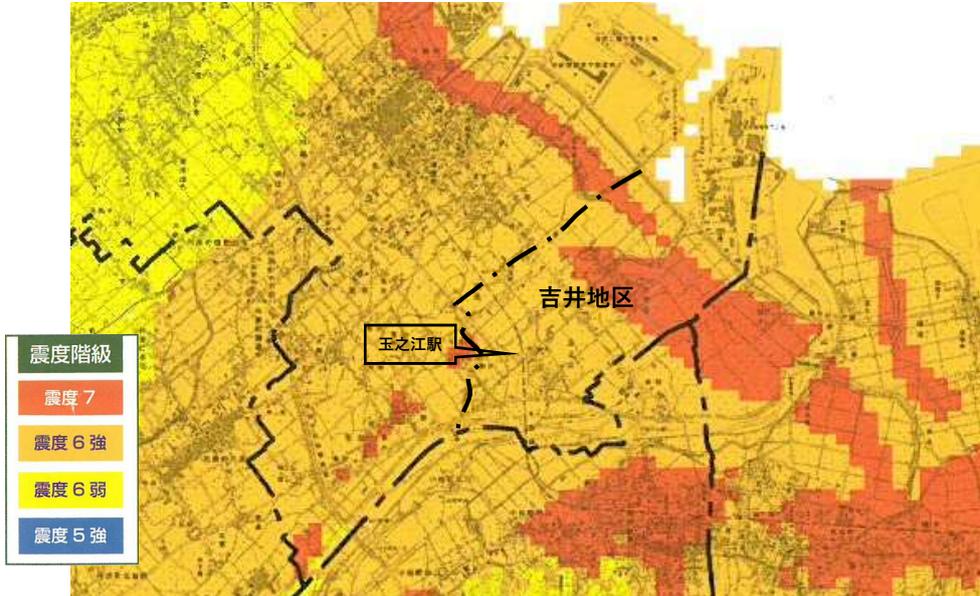


# ゆれやすさマップ (想定地震：南海トラフ巨大地震)

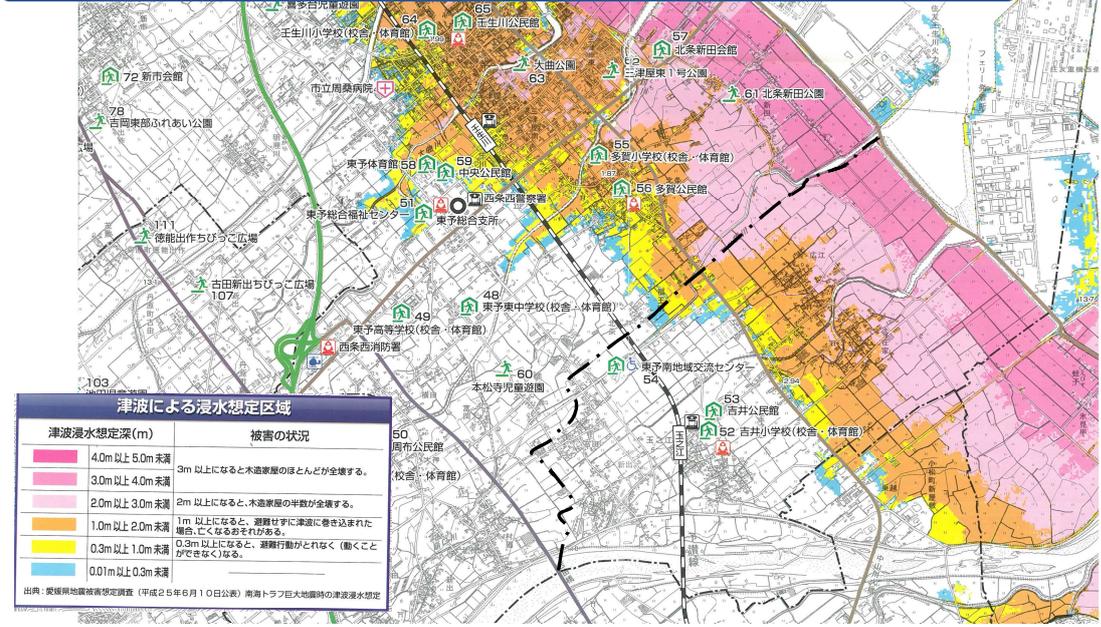
LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろやちよとずつ



震度階級	
震度 7	(Red)
震度 6 強	(Orange)
震度 6 弱	(Yellow)
震度 5 強	(Blue)

# 津波浸水想定区域 (想定地震：南海トラフ巨大地震)

LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろやちよとずつ

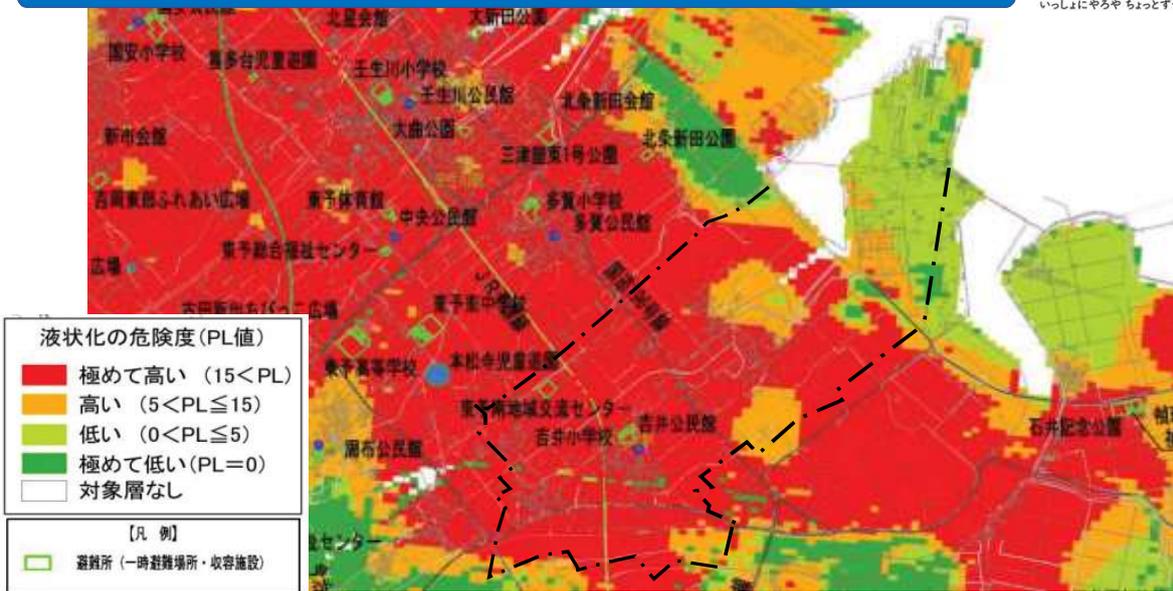


津波浸水想定深 (m)	被害の状況
4.0m以上 5.0m未満	3m以上になると木造家屋のほとんどが全壊する。
3.0m以上 4.0m未満	2m以上になると、木造家屋の半数が全壊する。
2.0m以上 3.0m未満	1m以上になると、避難住宅に津波に巻き込まれた場合、いくらかおそれがある。
1.0m以上 2.0m未満	0.3m以上になると、避難行動がとれなく(動くことができない)なる。
0.3m以上 1.0m未満	
0.01m以上 0.3m未満	

出典：愛媛県地震被害想定調査 (平成25年6月10日公表) 南海トラフ巨大地震時の津波浸水想定

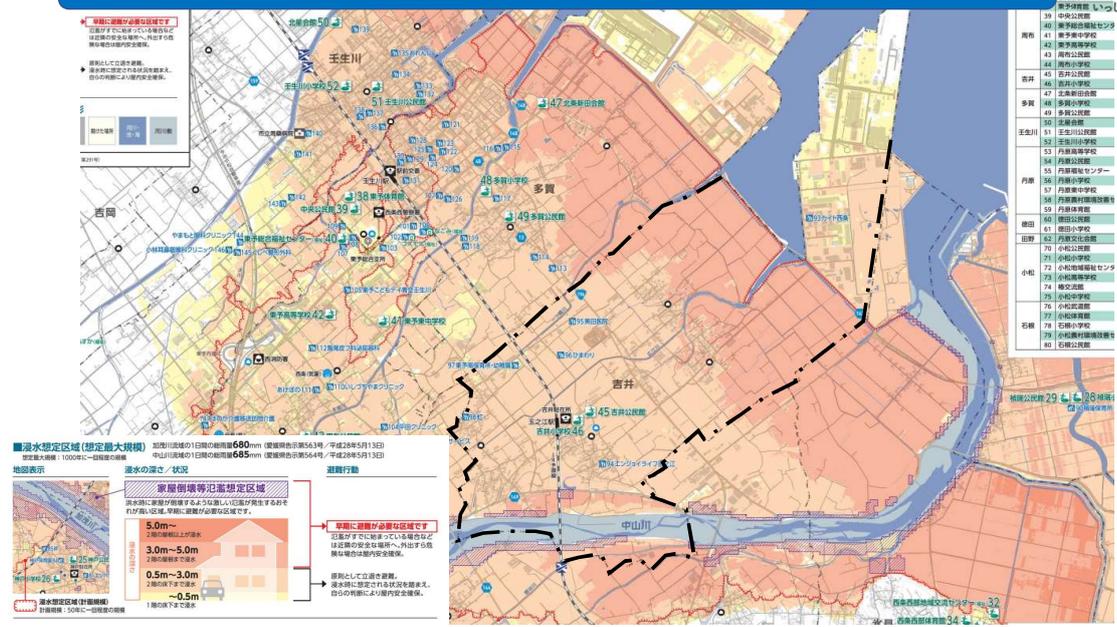
# 液状化マップ (想定地震：南海トラフ巨大地震：西条市想定)

LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろやちよとずつ



# 洪水ハザードマップ (中山川)

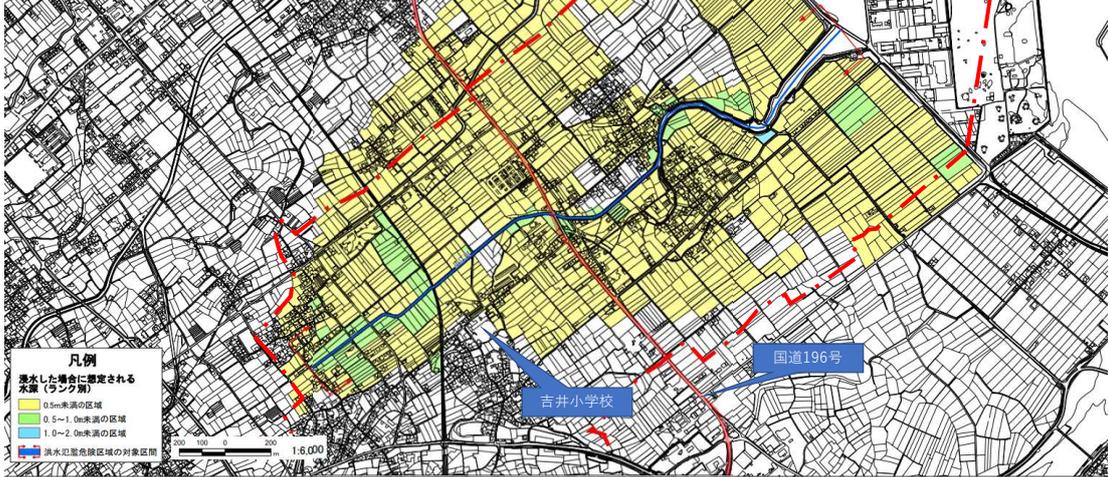
LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろやちよとずつ



# 広江川洪水氾濫危険区域図



この図は、広江川の洪水氾濫危険区域を示しています。この図は、河川の洪水氾濫危険区域を示すもので、洪水氾濫危険区域の範囲を示しています。この図は、河川の洪水氾濫危険区域を示すもので、洪水氾濫危険区域の範囲を示しています。



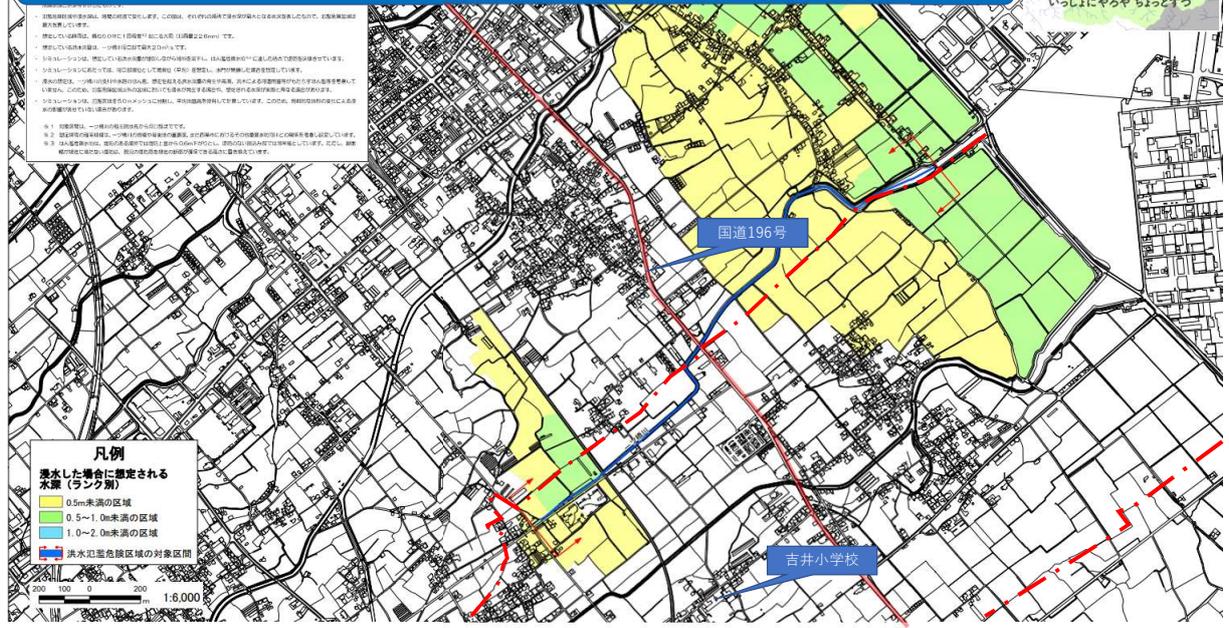
**凡例**  
 洪水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5～1.0m未満の区域
- 1.0～2.0m未満の区域
- 洪水氾濫危険区域の対象区域

# 一ツ橋川洪水氾濫危険区域図



この図は、一ツ橋川の洪水氾濫危険区域を示しています。この図は、河川の洪水氾濫危険区域を示すもので、洪水氾濫危険区域の範囲を示しています。この図は、河川の洪水氾濫危険区域を示すもので、洪水氾濫危険区域の範囲を示しています。



**凡例**  
 洪水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5～1.0m未満の区域
- 1.0～2.0m未満の区域
- 洪水氾濫危険区域の対象区域



## 災害の種類

LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろや ちよとずつ

災害種別	発生の状況（時系列）	西条市の発生確率	事前の防災行動（早めの行動）	発災後の減災行動（被害拡大防止）
台風起因の災害 (氾濫、土砂災害、高潮)	台風は、発生から被害が生じるまでに1週間から10日近くの前兆期間があるため、5日前程度から事前の防災行動を開始することができる。	高	◎	◎
前線性起因の災害 (氾濫、土砂災害)	前線性降雨は、気象庁から2日前程度には発表される気象情報をベースに事前の防災行動を開始することができる。	高	○	◎
局地的集中豪雨 (氾濫、土砂災害)	局地的集中豪雨は、最新の気象予測技術であっても行動猶予時間は、30分～60分しかないが、その時間を有効に活かすため自らの行動を素早く判断できるように事前に防災行動計画が必要である。	高	×～△	◎
発達性低気圧による雪害	気象庁から2日前程度には発表される防災情報をベースに事前の防災行動を開始することができる。	中	○	◎
火山噴火災害	国内の常時監視火山は、気象庁や研究機関の監視体制にあり、観測体制も整備されている。また、西条市への影響は、九州地区での噴火による火山灰のみに限定される。	低	△～◎	◎
津波災害	西条市の地域的特性から、最も近い南海トラフを発生源とする地震においても+1mの津波到達まで222分あり、十分に防災行動を開始することができる。	高	◎	◎
地震災害	地震予知は、困難である。ほとんど突発的に発生することから、防災行動はほぼ不可能である。ただし、予防的な取り組み及び減災行動(事後の対応行動)を予め整理しておくことは、重要である。	高	×	◎

## 自助・共助の重要性

LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろや ちよとずつ

平成30年7月豪雨を踏まえた  
水害・土砂災害からの避難のあり方について  
(報告)

平成30年12月  
中央防災会議 防災対策実行会議  
平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関する  
ワーキンググループ

**「行政は万能ではなく  
ひとりひとりを  
助けには行けない」**

**「皆さんの命は  
自身で守ってください」**

**「行政も全力で  
サポートします」**

## 災害への備え（自助・共助の重要性）

阪神・淡路大震災で生き埋めや閉じ込められた状況から誰に助けもらったかという問いに対し「自力で・家族に」の自助は約67%、「友人・隣人に」の共助が30%、「救急や自衛隊等に」の公助は2%未満でした。

また、東日本大震災では、地震や津波によって市町村の首長や職員、施設が被災したため、市町村の行政機能が麻痺し、住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

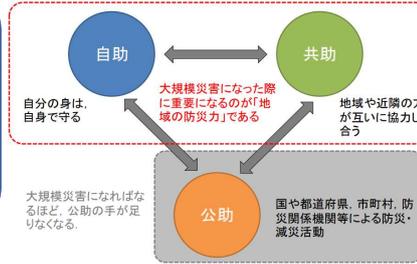
近年、激甚化・頻発化する豪雨災害や、今後発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

### 自助・共助・公助の役割について

#### 自助

市民は**自らの命を守ることを最優先**とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化し、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。

- ・災害に関する正しい知識の習得
- ・マイ・タイムラインの作成
- ・7日分の食料等の備蓄
- ・防災訓練、防災講座への参加
- ・地域内の支えあい推進



#### 共助

地域の自主防災組織、自治会、消防団、地域企業等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に**互いに支え合う地域力の強化**に努める。

- ・自主防災組織等による地域主導の防災訓練
- ・地区防災計画の策定
- ・地域の担い手の育成
- ・自主防災組織、自治会、企業等との連携・交流

#### 公助

市等は、**市民の安全と安心を確保**するため、災害時には市民、地域、行政の力を結集できるよう、多様な視点からの仕組みづくりや環境整備に努める。

- ・防災体制・組織の強化・充実
- ・ハード・ソフト対策の推進
- ・市民、地域、行政の力が結集できる仕組みづくり

災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

## 自分の命は自分で守る（自助）

### 食料・飲料などの備蓄

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から**飲料水や保存の効く食料などを備蓄**しておきましょう。

防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ、普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう。



※ 大規模災害発生時には、「1週間分」の備蓄が望ましいとされています。

### 非常用持出袋の準備

避難する時のために、3日分の食料・飲料や日用品、衣類等必要なものを入れた非常用持ち出し袋を準備しましょう。





## 自分の命は自分で守る（自助）

LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろや ちよとずつ

### マイタイムラインを作る

マイ・タイムラインは、災害の危険が高まるときに、一人ひとりがとるべき防災行動について、「いつ」、「何をするか」を整理した個人の防災計画です。行動のチェックや、避難の判断をサポートするツールとして役立てることができます。

西条市の土砂災害ハザードマップ、高潮ハザードマップは、風水害、高潮からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合っ、マイ・タイムラインシートを作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるようになっています。

また、マイタイムラインは西条市のホームページから手に入れることもできます。

西条市 マイタイムライン

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/timeline.html>

家族で話し合っしてシュミレーション

### マイタイムラインを作ってみよう！

「マイタイムライン」は、広報さいじょう4月号の折り込みのハザードマップに載っています。今回、防災担当の職員が作っ、て解説していますので、ぜひ皆さんも作ってみてください。



## 地域で助け合う（共助）

LOVE SAJO  
Action! SDGs  
いっしょにやろや ちよとずつ

### 地区防災計画を作成しよう

※地区防災計画がない地区対象

#### 1. 地区防災計画とは？

地区防災計画とは、一定の地域にお住いの皆さまが、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い（共助）について、自発的な防災活動計画を策定することです。

地区防災計画の特徴は、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることにつながります。

#### 2. 地区防災計画の内容

法律上例示されている内容は、①防災訓練、②物資及び資材の備蓄、③地区居住者等の相互の支援となっています。

計画を作成するに当たっては、これらの例示も参考に、計画の内容を考えることとなりますが、④計画の名称、⑤計画の対象範囲（位置・区域）、⑥基本方針（目的）、⑦活動目標（指標等）、⑧長期的な活動予定等を定めておくことが有効です。

#### 地区防災計画作成状況

No.	地区名	策定年月
1	橘校区	平成29年2月
2	飯岡校区	平成30年2月
3	大町校区	平成31年2月
4	神戸校区	令和4年4月

※地区防災計画に係る説明会、勉強会についてご希望に応じ公民館、集会所にお伺いします。